

健感発 0217 第 1 号
薬生食検発 0217 第 1 号
令和 2 年 2 月 17 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室長

検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者に対する
健康フォローアップ等について

検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者に対する対策について、厚生労働省に新型コロナウイルス感染症に係る健康フォローアップセンター（以下「健康フォローアップセンター」という。）を設置して実施する旨、令和 2 年 1 月 29 日付事務連絡「新型コロナウイルスに係る厚生労働省健康フォローアップセンターの設置について」によりお知らせしたところですが、今般、令和 2 年 2 月 1 日付で新型コロナウイルス感染症が検疫感染症に指定されたこと、及び同年 2 月 14 日付で新型コロナウイルス感染症を検疫法第 34 条の感染症の種類として定める等の政令（令和 2 年政令第 28 号。以下「種類指定政令」という。）が施行され、検疫法第 34 条で種類を指定する感染症に指定されたことに伴い、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が健康フォローアップセンターと連携して実施する新型コロナウイルス感染症対策の今後の取扱いについて、下記のとおり通知します。

貴職におかれましては、管轄保健所等に当該取扱いについて周知していただくとともに、健康フォローアップセンター又は検疫所から健康フォローアップ等の協力の要請があった場合には、適切に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

第 1 検疫所における健康フォローアップ対象者等の把握

- 1 検疫所は、世界保健機関（WHO）の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域（以下「流行地域」という。）（※ 1）からの入国者等について、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 34 条の規定により準用される検疫法（以下

「準用検疫法」という。)第12条、第13条等の規定に基づき、必要な質問、診察、検査等を実施した上で、健康フォローアップ対象者を特定する。

<健康フォローアップ対象者の類型>

- ・ 入国した日から14日以内に流行地域の滞在歴がある者
- ・ その他、検疫所長が特に必要と認めた者（準用検疫法第18条第4項及び第5項に当てはまる者を含む）（※2）

※1 「流行地域」は、令和2年2月17日時点において中国湖北省及び浙江省とする。ただし、今後の情勢により変更がありうる。

※2 種類指定政令の施行により、検疫において新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのあると判断された者に対する健康監視は、検疫法第2条第2号の新型インフルエンザ等感染症と同じく、都道府県等が実施できることとなった。

2 検疫所は、健康フォローアップ対象者のリストを作成し、必要な情報（氏名・生年月日・住所・連絡先・日本での滞在地等）とともに、電子媒体により都道府県等及び健康フォローアップセンターへ通知する。

なお、対象者に対し検疫所で隔離・停留を行う場合又は対象者の同意に基づき搬送した場合などには、上記の情報に加え、搬送先、隔離・停留の期間等も合わせて連絡するとともに、その状況について、逐次健康フォローアップセンターに対して情報提供を行う。

第2 都道府県等の業務実施手順

都道府県等は、検疫所から健康フォローアップ対象者のリストの通知を受けた場合には、以下の事項について健康フォローアップや感染防止に向けた勧告を行うこととする。

1 定期的な健康状態の確認等

(1) 原則として、流行地域の最終滞在日から14日間を健康フォローアップ期間とし、対象者に以下のとおり健康フォローアップを実施すること。

- ① 電話等により定期的（原則1日1回）に、健康状態（別添に記載の事項）を聴取し記録すること。
- ② 不要不急の外出はできる限り控え、また、周囲と接触する場合はマスクを着用し可能な限り長時間の接触は避けるよう勧告すること。
- ③ 一般的な衛生対策として、咳エチケット（咳やくしゃみをする際はティッシュで鼻と口を覆う、マスクの着用など）及び石けんと水を用いた手洗い、アルコール消毒の徹底等を励行するよう勧告すること。
- ④ やむをえず移動する際にも、公共交通機関の利用は避けるよう勧告すること。

- ⑤ 発熱や感冒様症状（咳、全身倦怠感等）等を認めるときは、本人から帰国者・接触者相談センターに直ちに電話等により報告するよう、勧告すること。
- (2) 都道府県等は、電話等により定期的に健康状態を聴取し、対象者の発熱や呼吸器症状等を認めた場合には、下記2に定める医療機関受診勧奨を実施すること。
- (3) 都道府県等は、対象者が14日間の健康フォローアップ期間を無症状で経過した場合又は発熱や急性呼吸器症状等を認め医療機関受診勧奨や入院勧告を行った場合は健康フォローアップセンターに情報提供すること。
- (4) なお、発熱や急性呼吸器症状等を認め医療機関を受診させた場合は、入院になったか否かにかかわらず、定期的にその後の状況を医療機関又は対象者本人より聴取すること。

2 医療機関受診勧奨

都道府県等は、検疫所からの連絡や上記1の定期的な健康状態の確認等の結果、医療機関の受診が必要と思われる者を発見した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第17条の規定に基づき、速やかに感染症指定医療機関等で適切な診断が行われるように調整すること。

第3 法律に基づく措置との関係

準用検疫法第18条第5項及び準用検疫法第26条の3に基づく検疫所長からの通知を受けた場合、その他の感染症と同様、必要に応じ、感染症法第15条の3に基づく健康監視、同法第19条に基づく入院勧告・措置等を実施すること。その際、同法に基づく厚生労働省への報告に合わせて、健康フォローアップセンターに対しても情報提供すること。

(別添) 健康状態の確認事項

- ・ 体温
- ・ 咳の有無
- ・ 咽頭痛の有無
- ・ 鼻汁又は鼻閉の有無
- ・ 全身倦怠感の有無
- ・ その他特に申出があった症状
- ・ 上記症状がある場合、その発症時期
- ・ 医薬品の使用の有無